



# 連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局  
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>  
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第306号

(創刊 1988.12.14)

2015.03.01.

## 「合併施行方式」 法的根拠無し

環状南線整備方法である「合併施行方式」には法的根拠がないことが、穀田恵二衆議院議員が提出した「[高速道路の整備における合併施行方式に関する質問主意書](#)」で確認された。「合併施行方式」は、国から税金(あんこ)をたっぷり、旧道路公団が薄皮程度に資金を投入して作った「薄皮まんじゅう方式」と呼ばれた有料一般国道と瓜二つだ。

穀田議員の質問で注目すべきは3点。1.は「合併施行方式」の法的根拠、2.は目的で、穀田議員は「採算性確保が困難な高速道路も整備できるようにするためではないのか」と問うていた。3.は「あんこ」と「薄皮」の費用負担割合だ。

### 穀田恵二衆議院議員の質問(要約)

(1) 根拠：一般国道は「道路法」、有料道路は「道路整備特別措置法」を根拠に整備がなされるが、その両者を組み合わせて整備する「合併施行方式」の根拠は何か。

(2) 効果：「合併施行方式」により実施した場合の効果をどのように考えているか。

(3) 決定手続：「合併施行方式」で実施することを決定する機関、許認可は誰が行うのか。税金投入について、国と地方の議会承認が必要ではないか。

(4) 役割分担：「合併施行方式」では、国と自治体と高速道路会社の役割分担を圏央道横浜環状南線を例に答えよ

(5) 税金投入の理由：「合併施行方式」では有料道路として料金が徴収される。国・地方自治体が税金を投入するが、その根拠は何か。

(6) 目的：有料高速道路は、料金収入で事業費を賄い、債務を償還できることが前提のはずだが、「合併施行方式」は、税金を投入して、表面上は採算が確保されるかたちにして、

有料道路事業として整備できるようになる。「合併施行方式」は採算性確保が困難な高速道路整備目的ではないか。

(7) 現状と税負担割合：「合併施行方式」で完成済みの高速道路と建設中の高速道路について、道路名、区間、距離数、開通年月、料金徴収期間、総事業費を明らかにせよ。また、総事業費のうち、高速道路会社と、国等が負担する費用負担割合を明らかにせよ。

政府答弁は、一般国道の法的根拠(道路法)と、民営会社の高速道路の法的根拠(道路整備特別措置法)を個別に答えただけで、「両者を組み合わせて整備する根拠」を答えていない。つまり根拠法はないことが分かった。目的については答弁を避けた。完成路線の国、地方、民営会社のあんこと薄皮の費用負担割合については一切明らかにしなかった。

一方、横浜環状南線での役割分担は明らかになった(下図)。

	戸塚IC	栄IC	釜利谷JCT
用地買収	国		
土工	国	高速道路会社	
舗装及び施設の設置	高速道路会社		

この質問主意書によって、国と民営会社による「合併施行方式」には、なんら法的根拠がなく、一種の無法地帯が存在していることが明白になった。

([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189019.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189019.htm))

(ジャーナリスト まさのあつこ氏 寄稿)



経歴 衆議院議員政策秘書  
などを経て東京工業大学大学  
総合理工学研究科博士課程修  
了。工学博士。  
著書に「四大公害病」(中公  
新書、2013年)、「水資源開  
発促進法 立法と公共事業」  
(築地書館、2012年)など

# 湘南桂台桜並木を伐採

住民の心を知らない人たちが、  
ついに桜の木を伐採しました

2015年2月12日朝9時半、樹齢18年の若い桜並木が伐採されました。

道路予定地を長い間雑草の生えるに任せていた横浜市が、やっと草刈りをするようになり、1997年に「湘南桂台の生活環境を守る会」の皆さまと高速道路建設阻止の願いを込めて植樹した桜です。今年もまもなく咲くはずの薄紫色の蕾をつけた桜が、切り倒されていくことに気がついた守る会会員たちが、道路予定地で抗議をしましたが、NEXCOの担当者は工事予定日であるとの返事の繰り返しで、木は次々と切り倒されていきました。(以上、守る会機関誌「やまぼと」No.164号から抜粋)



伐採前



伐採後



桜並木伐採後の道路用地

守る会の松田京子さんの話では、当初100人以上の会員が集まり、炊き出しをしながら50本の桜を植え、その後も種の良い桜の苗木30本を追加植樹したそうです。

なお、某自治会長の時に、「工事が始まったら桜を伐採しても良い」との一筆を当局に入れたとのエピソードも聞くことが出来ました。

松田さんはこれまでの経緯を本当に悔しそうに話して下さいました。そして、残念ではありますが、皆様とともに良好な環境を維持できるように今後も努力しましょうと結んでくれました。

(湘南桂台山口藤造、西ヶ谷高村信夫)

## 対外活動報告

- 02/09 公共事業市民会議世話人会 (半蔵門、会長出席)
- 02/10 全国公害被害者総行動第40回記念大会に向けて各地域「連鎖集会&キャラバン」の神奈川県内打合せ (桜木町、事務局長参加)
- 02/12 情報開示 (環境創造局 竹岡、会長)
- 02/21 岩崎ひろし市議 横環南線&上郷公田線現地見学&の動向等懇談会
- 02/25 スーパー堤防取消し訴訟裁判傍聴 (東京地裁、1名参加)
- 02/27 スーパー堤防訴訟裁判傍聴 (東京地裁)
- 02/10~20 東九州自動車道強制収用反対の岡本ミカン農園への支援カンパ活動 (ミカン購入51箱)
- 02/23 栄区役所「本郷台駅周辺地区まちづくり構想素案」への意見書提出

## 編集後記

穀田国会議員質問に対する政府回答は、「言語明瞭意味不明」の全くの的外れ回答でした。問題に正面から回答できない行政の姿勢がありあり見て取れます。これからも議員を通じて追及していきます。

又、平成27年1月25日と、26日に開催された公田掘割試験工事説明会は、参加地元住民の反対抗議にも拘らず、「工事ありき」の強行態度で終始し、2月初旬の工事着手により真っ先に桜の木が伐採されました。道路予定地でのお花見は残念ながらもうできません。

今や「自然保護と経済発展」、その優先順位は明らかな時代のはずです。

なお先日の公聴会の議事録をホームページに載せますのでご覧下さい。 (事務局)